

医療保険委員会伝達事項

平成 26 年 9 月 18 日 (木)
医療保険委員会 村上 博之

1. 最近のレポート記載誤りについて

○同一銘柄・規格違いの薬剤を二つ以上の服用時点で記載

リリカカプセルでたびたび指摘されていたが（現在も少なくない）他の薬剤でも謝って請求されている。

・ディオバン 40m g	1錠	朝食後服用	14日分
・ディオバン 20m g	1錠	夕食後服用	14日分
・アマリール 1m g	1錠	朝食後服用	14日分
・アマリール 0.5m g	1錠	夕食後服用	14日分
・チラーヂン S50m g	2錠	朝夕食後服用	28日分
・チラーヂン S25m g	1錠	夕食後服用	28日分
・リマチル錠 100m g	1錠	朝食後服用	28日分
・リマチル錠 100m g	1錠	夕食後服用（隔日）	14日分
・ジプレキサ錠 10m g	1錠	朝食後	14日分
・ジプレキサザイデイス錠 5m g	1錠	夕食後	28日分
・アモバン 7.5m g	1錠	就寝前	60日分
・アモバン 7.5m g	1錠	午前1時	20日分

その他 ノルバスク 5・2.5m g アムロジン OD 錠 5・2.5m g
セレナール錠 10・5m g ディオバン 40・80m g
デパケン R100・200m g シンラック錠 5・2.5錠
メトグルコ錠 250・500m g ラコール 200・400mL
エンシエア・リキッドとエンシエア H

○同一成分・別銘柄・規格違い

・アレビアチン錠 100m g	2錠	朝夕食後服用	28日分
・ヒダントール錠 25m g	3錠	昼食後服用	28日分

・ リボトリール錠 0.5m g	1 錠	朝食後服用	14 日分
ランドセン錠 1m g	1 錠	夕食後服用	14 日分
・ プレドニン錠 5m g	1 錠	朝食後服用	14 日分
プレドニゾン錠 1m g	2 錠	昼食後服用	14 日分

○同一成分・別銘柄（後発品）・規格違い

・ アムロジピン錠 5m g 「A」	1 錠	朝食後服用	14 日分
アムロジピン錠 2.5m g 「B」	1 錠	夕食後服用	14 日分
・ マグラックス錠 330m g	2 錠	朝昼食後服用	14 日分
マグミット錠 500m g	1 錠	夕食後服用	14 日分
・ チアリール錠 25m g	1 錠	朝食後服用	28 日分
チアプリド錠 50m g	1 錠	夕食後服用	28 日分

これらについては、別剤としての算定は認められないので注意！

○リウマトレックスカプセルについては、まだ記載間違いが多い

～内服薬の特殊な用法 独立した1剤として算定～

・ リウマトレックスカプセル 2m g	2 カプセル		
毎週月曜日	朝夕食後服用	4 日分	20 点
・ リウマトレックスカプセル 2m g	1 カプセル		
毎週火曜日	朝食後服用	4 日分	20 点
・ リウマトレックスカプセル 2m g	3 カプセル		
毎週月曜日	朝夕食後服用		
毎週火曜日	朝食後服用	8 日分	39 点

以下のように記載するのが望ましい（添付文書は 12 時間毎服用）

・ リウマトレックスカプセル 2m g	3 カプセル		
毎週月曜日	8 時・20 時服用		
火曜日	8 時 各 1 カプセル服用	4 日分	
	内服薬調剤料	8 日分＝39 点	

○ラキソベロン内用液の用法・用量の記載不備

- ・用法用量の記載なし（非常に多い）、医師の指示通り

用法 寝る前、便秘時などの用法が必須

用量 1回10滴

○頓服薬の用法が不適切

- ・医師の指示通り
- ・発作時、ひどい時、つらい時、症状の重い時

○内服薬で請求すべきところを頓服薬で請求

透析前、透析後、化学療法開始前（30分前）など、服用時点が決まっている場合は、内服薬で記載するのが正しい。

- ・ドプス OD錠 100mg 1錠 透析前服用 6回分
- ・レスタミンコーワ錠 10mg 5錠 化学療法開始前 1回分

○プラセボとして乳糖などが処方された場合、保険請求は不可

- ・乳糖 1g 不安時服用 20回分

○特定薬剤管理指導加算の算定誤り（適応傷病名違い）

医科レセプトと突合

- ・テグレトール錠 100mg 三叉神経痛、脳腫瘍の疑い
- ・デパス錠 0.5mg 不眠症
- ・アロチノロール錠 10mg 本態性振戦
- ・ランドセン錠 1mg 不安神経症
- ・メインテート錠 5mg 高血圧症、胸部大動脈瘤
- ・ステロイド内服薬についても抗炎症目的ではダメ。免疫抑制が適応

○一包化、嚥下困難者用製剤、計量混合、自家製剤加算 の同時算定